

相談・
専門家派遣
無料

秘密
厳守

今! 困っている
中小企業・小規模事業者の
みなさんを支援するため、
社会保険労務士による
無料相談を
行っています。

中小企業・小規模事業者等を中心とした事業主の皆様、
就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について、助言・提案などの相談支援を行います。



ぜひ働き方改革推進支援センターへお問い合わせください!

- ✓ 同一労働同一賃金
- ✓ 賃金引き上げ等
- ✓ 助成金全般
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策
- ✓ 労働時間等の労務管理
- ✓ 人手不足等
- ✓ 下請けに対するしわ寄せ
- ✓ その他

お問い合わせ・
ご相談はこちら



0120-450-836

hk44@mb.langate.co.jp

大分働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

〒870-0021 大分市府内町1-4-16 河電ビル202号

FAX: 097-529-5306

URL: <http://大分働き方改革推進支援センター.site>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

大分 働き方改革

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



相談支援等申込書 FAX : 097-529-5306



大分働き方改革推進支援センター 宛

<http://大分働き方改革推進支援センター.site/mail.html>

WEB 相談フォームはこちら ▶

申込内容	☐ 来所相談 ☐ 個別訪問支援 ☐ セミナー講師派遣		
事業場名			ご担当者氏名
所在地	〒 -		
連絡先	電話		E-MAIL
希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。		
相談内容 ✓をお付け下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ 高度プロフェッショナル制度 ☐ 賃金制度全般 ☐ 36 協定 ☐ 各種助成金の活用 ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ その他 () ☐ 非正規労働者の待遇改善 (同一労働・同一賃金) ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し		

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者：ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 2 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」 (以下「本事業」) の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する (チェックしてください)